

農業団体の除雪・消雪を支援します

今冬の降雪により、雪処理が春の農作業に支障をきたす場合、その消雪作業の一部を支援します。4月以降の消雪作業が対象となりますので、内容をご確認のうえ期日までに申請してください。

【積雪基準】積雪深が令和8年4月1日で100cm以上

【支援対象】農家組合、任意生産組合(規約がある組織)、農業法人

【支援内容】下表のとおり



要確認

- ※ ご自身での除雪作業は対象外です
- ※ 申請→承認決定後に消雪作業をすることになります
- ※ 集落内で除雪機械を保有している方への委託も対象となります

令和8年4月1日以降の除雪作業

対象除雪	支援対象	基準積雪深	対象作業日	除雪規模	補助対象基準額(A) (※いずれか低い額)	補助率(B)	補助金額	申請期間
委託機械除雪	① 農道	100cm以上	令和8年4月20日～ (※1)	計100m以上	* 実費額 または * 57,000円/1km	1/4以内 自己負担 3/4	左記 (A)×(B) ※1,000円未満 切り捨て	令和8年 4月1日～ 20日まで
	② 苗代・育苗施設用地		令和8年4月1日～	計5a以上	* 実費額 または * 73,000円/10a			
	③ 畑		令和8年4月1日～	計5a以上	* 実費額 または * 73,000円/10a			
散布機械借用料・ 消雪促進資材	④ 畑		令和8年4月1日～	計10a以上	* 実費額 または * 2,900円/10a			

【補足】※1 苗代・育苗施設の除雪に必要な農道除雪に限り4月1日以降の作業も対象とします。

4月1日基準で100cmの積雪深を確認するため、測定ポール等の周囲を含んだ全体が分かる遠景写真と、ポールで100cmが確認できる近景写真をご用意ください。

【申請方法】次の書類等をご用意いただき、市担当窓口へご提出ください(郵送可)

- 事業実施申請書
- 除雪予定箇所の位置図(※無い場合は窓口へお越しください)
- 委託機械除雪(または消雪促進資材等)の見積書
- 実施前の写真(測量用ポール等で積雪深がわかるもの)

申請書は市ホームページからダウンロードできます
市ホームページ QRコード →



交付決定後、消雪作業中と作業後の写真が必要となります

【提出先】◎ 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

(問い合わせ先) 十日町市 産業観光部 農林課 農業企画係 Tel 025-757-3120 ✉ t-norin@city.tokamachi.lg.jp

◎ または、各支所担当窓口(川西支所地域振興課・中里支所地域振興課・松代支所農林建設課・松之山支所地域振興課)